

改正育児・介護休業法が令和4年10月に施行されます！

令和4年10月までに就業規則の変更が必要です！

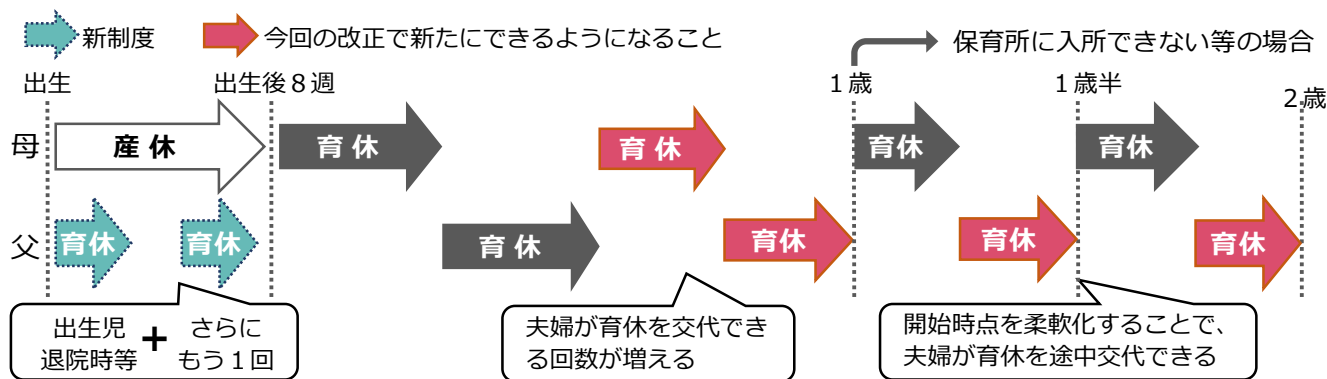
令和4年4月から、改正育児・介護休業法が3段階で施行されています。令和4年10月施行分の改正のポイントは以下の通りです。法施行前に、就業規則の変更が必要です。

① 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり）

② 育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



就業規則見直しの際は、青森労働局HPをご活用ください！

改正法に関するパンフレットや各種様式のほか、**育児・介護休業規定例**を掲載しています。Word版をダウンロードして、自社用に作成していただくことが可能です。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00612.html



中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

この記事に関するお問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室まで
(TEL:017-734-4211)